
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.236 2020/7/9

1 令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

7月7日、消費者庁表示対策課長、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長及び厚生労働省健康局がん・疾病対策課長の連名で各都道府県等食品表示主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

令和2年7月3日からの大雨による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、令和2年7月3日からの大雨に係る災害救助法の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_200707_01.pdf

2 令和2年7月3日からの大雨を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について

7月7日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等食品表示主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

「令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」を受け、基準第3条に基づき容器包装に表示される「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」（以下「製造所等」という。）及び製造所固有記号については、食品による健康危害が発生した際に、速やかに調査を実施する上で重要な情報であるものの、食品表示基準運用通知の運用期間中においては、製造所等及び製造所固有記号の取扱いの特例として、下記のとおりとするので、適切な対応方よろしくをお願いします。

他の製造所又は加工所に食品の製造又は加工を委託する場合など、基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所等と実際の製造所等が異なる場合であっても、製造所等の

表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式（様式第1号）を用いて届け出ることにより、実際の製造所等と容器包装に表示された製造所等が異なることとなっても差し支えないこととします。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms101_200707_01.pdf